

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 令和2年度自衛官候補生並びに二等陸士、二等海士及び二等空士として採用する自衛官の募集に係る受付期間、受付場所等……………（総務局総合防災部防災対策課）…一
- 東京ウイメンズプラザの使用料の徴収委託……………（生活文化局都民生活部東京ウイメンズプラザ）…三
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…三
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………（同）…四
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除（二件）……………（同）…五
- 包括外部監査人の監査の事務を補助する者……………七
- 都市計画の案に関する公聴会の開催……………八
- 都市整備局都市づくり政策部都市計画課……………八
- 開発行為に関する工事完了……………
- （都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）…
- 指定代理納付者の社名変更……………（水道局）…
- 令和2年度危険物取扱者保安講習（追加）及び消

### 告示

- 防設備士講習（追加）の実施……………（東京消防庁）…
- 令和2年度防火管理講習（追加）及び防災管理講習（追加）の実施……………（同）…
- 令和2年度自衛消防技術試験（追加）の実施……………（同）…

### 東京都告示第九十九号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第十四条、第一百七条及び第一百八条の規定に基づき、令和2年度自衛官候補生並びに二等陸士、二等海士及び二等空士として採用する自衛官の募集に係る受付期間、受付場所等を次のとおり告示する。

令和2年7月1日

東京都知事 小 池 百合子

#### 一 採用種目

- (一) 自衛官候補生（男子及び女子）
- (二) 一般曹候補生（男子及び女子）
  - ※ 入隊と同時に二等陸士、二等海士又は二等空士として採用される。
- (三) 航空学生（男子及び女子）
  - ※ 入隊と同時に二等海士又は二等空士として採用される。

#### 二 応募資格

- (一) 自衛官候補生
  - 十八歳以上三十三歳未満の日本国籍を有する者（ただし、三十二歳の者にあつては、採用予定月の一日から起算して三月に達する日の翌月の末日現在、三十三歳に達していない者に限る。）

#### (二) 一般曹候補生

十八歳以上三十三歳未満の日本国籍を有する者（ただし、三十二歳の者にあつては、採用予定月の末日現在、三十三歳に達していない者に限る。）

#### (三) 航空学生

##### ア 海上自衛隊

令和三年四月一日現在、十八歳以上二十三歳未満の者（高等学校を卒業した者（卒業見込みの者を含む。）又は高等専門学校三年次を修了した者（修了見込みの者を含む。）に限る。）で日本国籍を有する者

##### イ 航空自衛隊

令和三年四月一日現在、十八歳以上二十一歳未満の者（高等学校を卒業した者（卒業見込みの者を含む。）又は高等専門学校三年次を修了した者（修了見込みの者を含む。）に限る。）で日本国籍を有する者

#### 三 受付期間

- (一) 自衛官候補生
  - 通年。詳細については、最寄りの出張所等に問い合わせること。
- (二) 一般曹候補生
  - 令和二年七月一日（水曜日）から同年九月十日（木曜日）まで（締切日必着）
- (三) 航空学生
  - 令和二年七月一日（水曜日）から同年九月十日（木曜日）まで（締切日必着）

#### 四

試験期日

(一) 自衛官候補生

ア 令和二年七月二十三日(木曜日) (男子及び女子)

イ 同年九月十五日(火曜日) (男子)

ウ 同年十月十六日(水曜日) (男子)

エ 同年十月十七日(木曜日) (男子及び女子)

オ 同年十月二十六日(土曜日) (男子)

カ 同年十月二十七日(日曜日) (男子)

キ 同年十月十七日(土曜日) (男子及び女子)

ク 同年十一月十五日(日曜日) (男子及び女子)

ケ 同年十二月五日(土曜日) (男子及び女子)

コ 同年六月(日曜日) (男子及び女子)

サ 令和三年一月三十一日(日曜日) (男子及び女子)

子)

シ 同年二月十四日(日曜日) (男子)

ス 同年二月十七日(土曜日) (男子)

セ 同年三月七日(日曜日) (男子及び女子)

(二) 一般曹候補生

ア 一次試験

令和二年九月十八日(金曜日) から同月二十日(日曜日) までのうちの一日

イ 二次試験

令和二年十月九日(金曜日) から同月十四日(水曜日) までのうちの一日

(三) 航空学生

ア 一次試験

令和二年九月二十二日(火曜日)

イ 二次試験

令和二年十月十七日(土曜日) から同月二十二日(木曜日) までのうちの一日

ウ 三次試験

(ア) 海上自衛隊

令和二年十一月二十日(金曜日) から同年十二月十六日(水曜日) までのうちの一日

(イ) 航空自衛隊

令和二年十一月十四日(土曜日) から同年十二月十七日(木曜日) まで

五 試験場

東京都等に所在する自衛隊施設等で実施

六 受付場所

別表の出張所等又は区市役所若しくは町村役場

七 受付時間

(一) 別表の出張所等

ア 平日の午前九時から午後六時まで

イ 休日の午前十時から午後六時まで

(二) 区市役所又は町村役場

区市役所又は町村役場の所轄課の執務時間内

別表

出張所等の名称 位 置 電話番号

自衛隊東京地方協 新宿区市谷本村町 ○三(三二二六〇)

力本部募集課 十番一号 ○五四三

自衛隊東京地方協 港区西新橋一丁目 ○三(三五九二)

力本部港出張所 六番十三号 柏屋 五一〇一

ビル四階

自衛隊東京地方協 大田区西蒲田七丁目 ○三(三七三六)

力本部大田出張所 目一番六号 谷口 四二七一

ビル三階

自衛隊東京地方協 世田谷区太子堂二丁目十二番二号 ○三(三四一二)

力本部世田谷募集案内所 Tione世田谷ビル二階 六〇三九

自衛隊東京地方協 渋谷区代々木一丁目四十一番九号 ○三(三三七四)

力本部代々木募集案内所 DMK代々木ビル二階 二二〇三

自衛隊東京地方協 品川区東五反田四丁目十番十二号 ○三(三四四五)

力本部五反田募集案内所 共進ビル二階 七七四七

自衛隊東京地方協 豊島区西池袋一丁目十八番一号 ○三(三九八二)

力本部豊島出張所 光ビル五階 七〇七五

自衛隊東京地方協 北区赤羽西一丁目三十七番二号 ○三(三九〇〇)

力本部北地域事務所 エラール五階 八四一一

自衛隊東京地方協 練馬区豊玉北六丁目三番三号 第八 ○三(三九九二)

力本部練馬地域事務所 平和ビル四〇三 八九二一

自衛隊東京地方協 杉並区高円寺南四丁目二十七番十号 ○三(三三一八)

力本部高円寺募集案内所 佐野ビル六階 〇八一八

自衛隊東京地方協 江東区亀戸一丁目八番九号 岩上ビル二階 ○三(三六八五)

力本部江東出張所 台東区東上野三丁目十七番八号 大野屋ビル二階 三五五五

自衛隊東京地方協 足立区千住中居町三十三番三号 大橋ビル一階 ○三(三八八二)

力本部足立地域事務所 葛飾区東新小岩一丁目三番四号 塚原ビル三階 八八三一

自衛隊東京地方協 立川市緑町四番地 ○三(三六九六)

力本部新小岩募集案内所 三五三七

自衛隊東京地方協 〇三(三六九六)

力本部新小岩募集案内所 三五三七

力本部立川出張所  
の二 立川地方合 〇五三八  
同庁舎二階

自衛隊東京地方協  
西東京市田無町四 〇四二(四六三)  
力本部西東京地域 丁目二十八番十三  
事務所 号 おんべビル五  
階 一九八一

自衛隊東京地方協  
八王子市東町一番 〇四二(六四五)  
力本部八王子地域 六号 橋完LKビ  
ル三階 八〇五〇

自衛隊東京地方協  
町田市原町田五丁 〇四二(七二三)  
力本部町田募集案 目九番十五号 永 一一八六  
内所 和ビル二階

自衛隊東京地方協  
福生市本町百四十 〇四二(五五一)  
力本部福生募集案 二番地 マサビル 四七二五  
内所 B館二階

自衛隊東京地方協  
国分寺市南町三丁 〇四二(三二四)  
力本部国分寺募集 目十一番十八号 一〇一〇  
案内所 サンスクエアビル  
一階

自衛隊東京地方協  
府中市浅間町一丁 〇四二(三六五)  
力本部府中分駐所 目五番地五 府中 五〇一一  
基地内

●東京都告示第九百二十号

東京ウィメンズプラザ条例（平成七年東京都条例第二十号）第五条に規定する使用料の徴収の事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和二年七月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 株式会社アクト・テクニカルサポート

(二) 所在地 港区赤坂四丁目一番三十三号  
二 委託期間

令和二年七月一日から令和三年三月三十一日まで

●東京都告示第九百二十一号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年七月一日

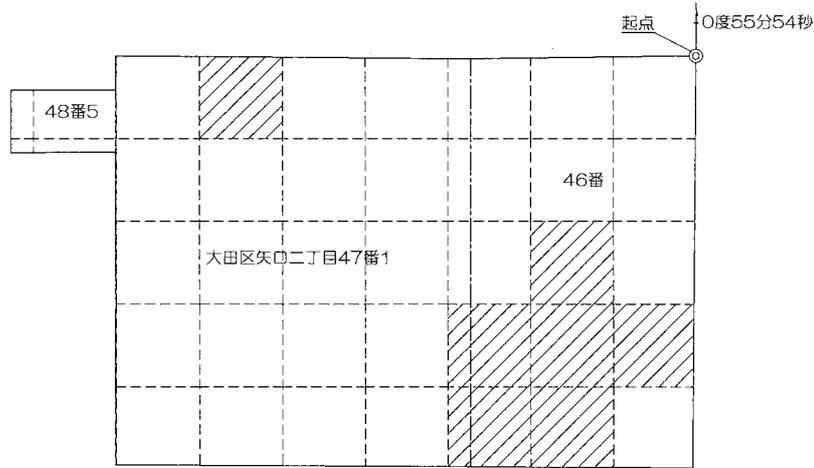
東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（大田区矢口二丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 クロロエチレン、一・二・ジクロロエチレン、ふっ素及びその化合物並びにポリ塩化ビフェニル

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【起点】  
 起点は、大田区矢口二丁目46番の最北端とする。

【格子の回転角度（0度55分54秒）】  
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

凡 例	
	敷地境界
	筆境界
	単位区画
	形質変更時要届出区域

●東京都告示第九百二十二号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十四年東京都告示第七百十六号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年七月一日

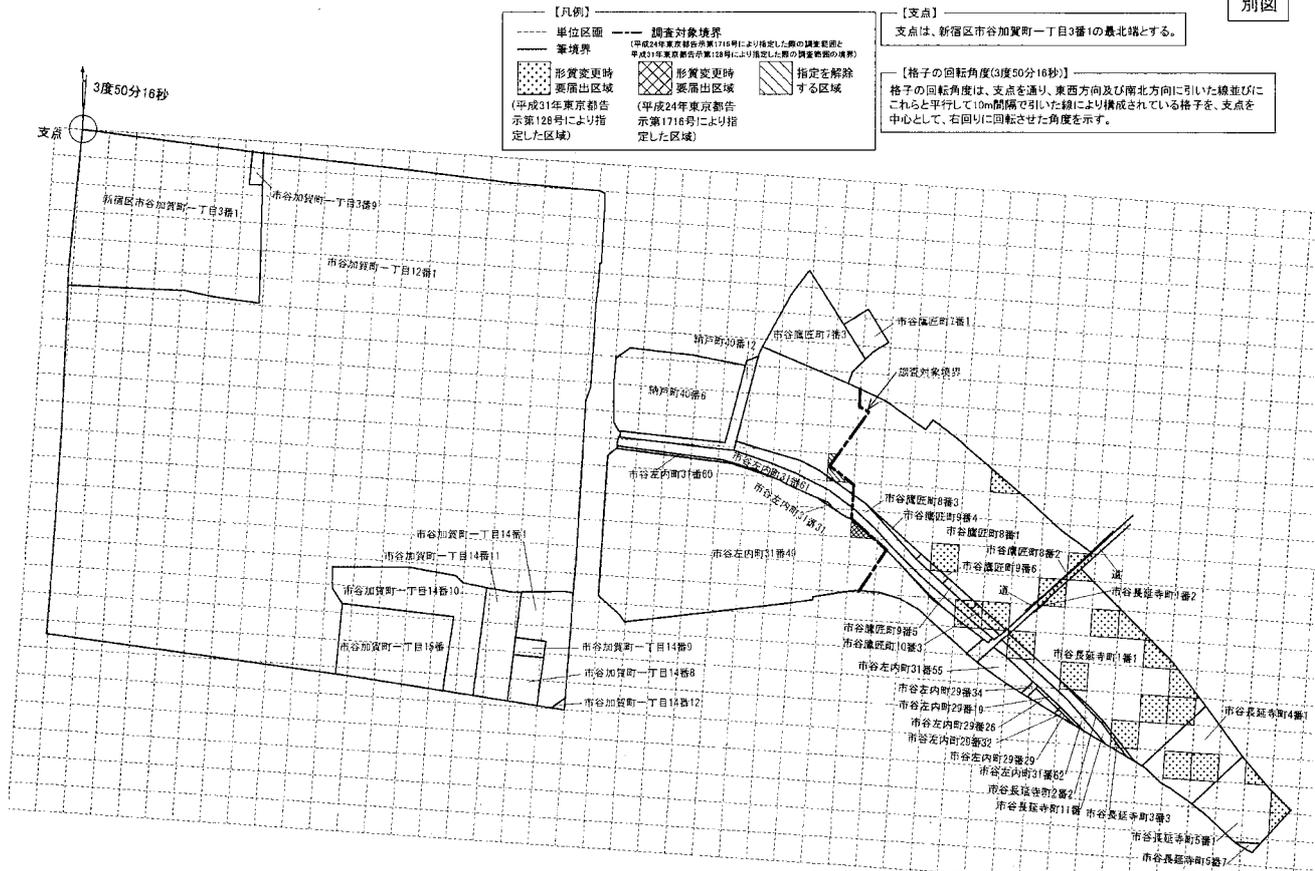
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（新宿区市谷鷹匠町地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



●東京都告示第九百二十三号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条  
 第二項の規定により、令和二年東京都告示第七十四号により  
 指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項  
 において準用する同法第六条第二項の規定により、次のと  
 おり告示する。

令和二年七月一日

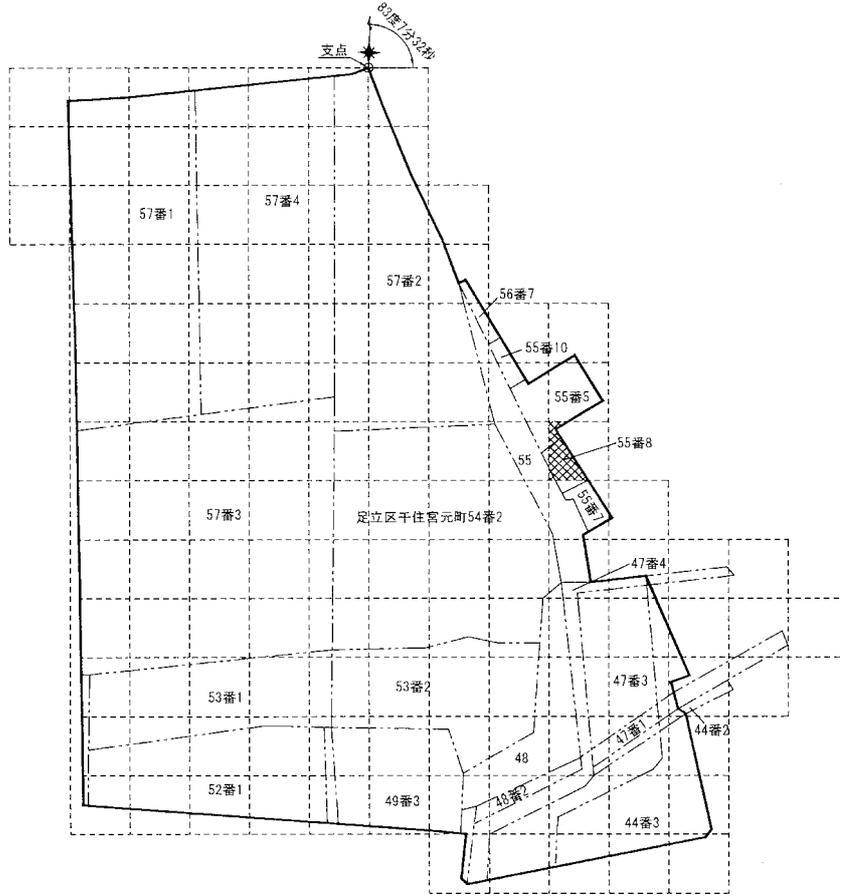
東京都知事 小池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（足立区千住宮元  
 町地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十  
 九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特  
 定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【支点】  
足立区千住宮元町57番2  
の最北端とする。

【格子の回転角度(83度7分32秒)】  
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向  
に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線に  
より構成されている格子を、支点を中心として、右回りに  
回転させた角度を示す。

【凡例】

- 調査対象地
- 筆境界
- 単位区画
- 指定を解除する区域

●東京都告示第九百二十四号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条  
第二項の規定により、令和二年東京都告示第二百五十四号  
により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第  
三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次  
のとおり告示する。

令和二年七月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(港区虎ノ門二丁  
目及び虎ノ門二丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十  
九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準  
に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその  
化合物並びに砒素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特  
定有害物質の種類 鉛及びその化合物

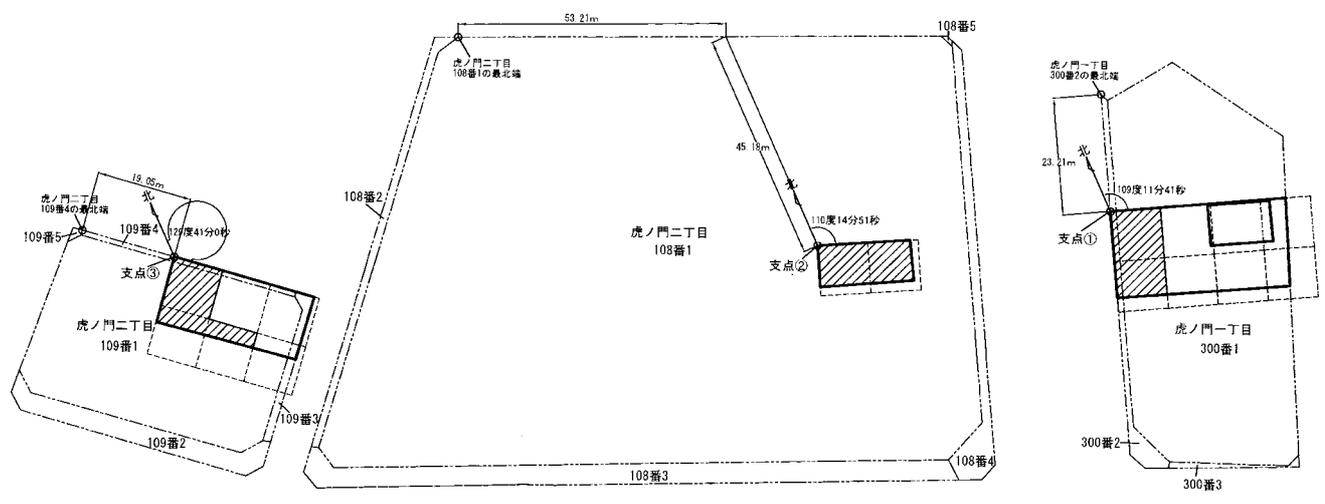
四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図

**【凡例】**  
 - - - : 単位区画  
 ——— : 筆境界  
 ▨ : 調査対象地  
 ▩ : 指定を解除する区域

**【支 点】**  
 支点①: 虎ノ門一丁目300番2の最北端から筆境界に沿って南南西方向に23.21mの位置とする。  
 支点②: 虎ノ門二丁目108番1の最北端から筆境界に沿って南南東方向に33.21m、南方向に45.18mの位置とする。  
 支点③: 虎ノ門二丁目109番4の最北端から筆境界に沿って南東方向に19.05mの位置とする。

**【格子の回転角度】**  
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。  
 支点①: 109度11分41秒  
 支点②: 110度14分51秒  
 支点③: 129度41分0秒



# 告 白 (望)

## ●東京都監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、包括外部監査人の監査の事務を補助する者について次のとおり告示する。

令和2年7月1日

- 東京都監査委員 大 津 ひろ子
- 東京都監査委員 高 橋 信 博
- 東京都監査委員 茂 垣 之 雄
- 東京都監査委員 岩 田 喜美枝
- 東京都監査委員 松 本 正一郎

### 1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び

住所	氏 名	住 所
	白山 真一	文京区水道二丁目15番7-308号
	豊島 成彦	江東区亀戸五丁目17番4号
	塩塚 正康	福岡県久留米市花畑一丁目20番地1 サンリヤン花畑駅南501号
	作本 遠	江東区大島一丁目8番23-1003号
	林 伸一	愛知県弥富市鯛浦町上六46番地10
	内野 恵美	練馬区豊玉中二丁目10番8号 フレミーユ豊玉501号室
	松永 好司	文京区小日向一丁目24番10号 ジュネス小日向
	柳原 匠巳	神奈川県横浜市港南区港南台三丁目13番10号
	山崎 愛子	目黒区自由が丘二丁目4番8号

### 2 包括外部監査人の監査の事務を補助する者が当該事務

を補助できる期間

令和2年7月1日から令和3年3月31日まで

# 公 告

都市計画の案に関する公聴会の開催について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項及び東京都都市計画法公聴会規則(昭和四十四年東京都規則第四百十号。以下「規則」という。)第二条の規定に基づき、都市計画の案に関する公聴会を開催するので、規則第三条第一項の規定により、次のとおり公告する。

なお、当該都市計画の案に係る地域の住民その他の利害関係者で意見を有するものは、規則第四条第一項の規定により、公述を申し出ることができる。

令和二年七月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の案の内容及び対象区域

都市計画の案の内容

対 象 区 域

東京都各都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画変更の東京都原案

特別区、市、瑞穂町、日の出町、大島町、八丈町のうち八丈島の全域、三宅村のうち三宅島の全域、神津島村のうち神津島の全域、新島村のうち新島の全域並びに小笠原村のうち父島及び母島の全域

東京都市計画、八王子都市計画、立川都市計画、武蔵野都市計画、三鷹都市計画、府中市計画、調布都市計画、青梅都市計画、町田都市計画、小金井都市計画、日野都市

特別区、八王子市、立川市、東大和市、武蔵村山市、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、狛江市、青梅市、町田市、小金井市、日野市、小平市、国分寺市、東村山市、東久留米市、国立市、

計画、小平都市計画、国分寺都市計画、東村山市計画、国立都市計画、西東京市、福生市及び多摩市

市計画、国立都市計画、西東京都市計画、福生都市計画及び多摩都市計画都市再開発の方針に関する都市計画変更の東京都原案

原案

二 都市計画の案の縦覧場所及び公述申出書の配布場所

(一) 東京都各都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画変更の東京都原案

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)並びに大島支庁、八丈支庁及び小笠原支庁の各土木課、三宅支庁土木港湾課及び小笠原支庁母島出張所並びに関係区市町村都市計画主管課

(二) 東京都市計画、八王子都市計画、立川都市計画、武蔵野都市計画、三鷹都市計画、府中市計画、調布都市計画、青梅都市計画、町田都市計画、小金井都市計画、日野都市計画、小平都市計画、国分寺都市計画、東村山市都市計画、国立都市計画、西東京都市計画、福生都市計画及び多摩都市計画都市再開発の方針に関する都市計画変更の東京都原案

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)及び関係区市町村都市計画主管課

三 都市計画の案の縦覧期間

公告の日から令和二年七月十五日(水曜日)まで

四 公聴会の開催日時、場所、対象都市計画区域及び関係区市町村

区市町村

別表のとおり

五 公述人の数及び公述時間

(一) 公述人の数の上限は、各回とも十人程度とする。

(二) 一人当たりの公述時間は、十分以内とする。

六 公述申出の方法等

(一) 公述申出の方法

公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を令和二年七月一日(水曜日)から同月十五日(水曜日)まで(郵送等による場合は必着のこと。窓口)に提出する場合は東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)に提出すること。

(二) 公述申出書の提出先

ア 東京都各都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画変更の東京都原案

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(郵便番号一六三一八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十二階北側)並びに大島支庁(郵便番号一〇〇一〇一〇一 大島町元町字オンダシ二百二十二番一)、八丈支庁(郵便番号一〇〇一四九二 八丈町大賀郷二千四百六十六番地二)及び小笠原支庁(郵便番号一〇〇一二一〇一 小笠原村父島字西町)の各土木課並びに三宅支庁(郵便番号一〇〇一〇一〇二 三宅村伊豆六百四十二番地) 土木港湾課

イ 東京都市計画、八王子都市計画、立川都市計画、武蔵野都市計画、三鷹都市計画、府中市計画、調布都市計画、青梅都市計画、町田都市計画、小金井

市計画、八王子都市計画、立川都市計画、武蔵野都市計画、三鷹都市計画、府中市計画、調布都市計画、青梅都市計画、町田都市計画、小金井

都市計画、日野都市計画、小平都市計画、国分寺都市計画、東村山都市計画、国立都市計画、西東京都市計画、福生都市計画及び多摩都市計画都市再開発の方針に関する都市計画変更の東京都原案  
 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課  
 （郵便番号一六三一八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十二階北側）

七 公述人の選定  
 公述を申し出た者が多数あった場合には、規則第五条第一項の規定に基づき公述人を選定し、その結果は、同条第三項の規定に基づき申出者に通知する。

八 傍聴の方法  
 傍聴を希望する者は、公聴会会場にて、先着順に入場できる。

九 公聴会に関する問合せ先  
 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課（郵便番号一六三一八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十二階北側 電話番号〇三（五三八八）三二二五

別表 公聴会の開催日時、場所、対象都市計画区域及び関係区市町村

日 時	開 催 会 場	都市計画区域（関係区市町村）
8月13日（木） 午後7時から	小笠原村母島支所 小笠原村母島字元地	小笠原都市計画区域（小笠原村）
8月14日（金） 午後7時から	小笠原村役場 小笠原村父島字西町	小笠原都市計画区域（小笠原村）
8月17日（月） 午後7時から	立川市女性総合センター 立川市曙町二丁目36番2号	八王子都市計画区域（八王子市）、立川都市計画区域（立川市、東大和市及び武蔵村山市）、武蔵野都市計画区域（武蔵野市）、三鷹都市計画区域（三鷹市）、青梅都市計画区域（青梅市）、昭島都市計画区域（昭島市）、小金井都市計画区域（小金井市）、日野都市計画区域（日野市）、国分寺都市計画区域（国分寺市）、国立都市計画区域（国立市）、福生都市計画区域（福生市、羽村市及び瑞穂町）及び秋多都市計画区域（あきる野市及び日の出町）
8月17日（月） 午後7時から	八丈町商工会研修室 八丈町大賀郷2551番地2	八丈都市計画区域（八丈町）
8月18日（火） 午後7時から	調布市文化会館たづくり 調布市小島町二丁目33番地1	府中都市計画区域（府中市）、調布都市計画区域（調布市及び狛江市）、町田都市計画区域（町田市）及び多摩都市計画区域（多摩市及び稲城市）
8月18日（火） 午後7時から	大島町開発総合センター 大島町元町一丁目1番14号	大島都市計画区域（大島町）
8月19日（水） 午後7時から	西東京市南町スポーツ・文化交流センター きらっと 西東京市南町五丁目6番地5号	小平都市計画区域（小平市）、東村山都市計画区域（東村山市、清瀬市及び東久留米市）及び西東京都市計画区域（西東京市）
8月19日（水） 午後7時から	神津島村生きがい健康センター 神津島村903番地	神津都市計画区域（神津島村）
8月20日（木） 午後7時から	東京都庁第一本庁舎 大会議場 新宿区西新宿二丁目8番1号	東京都市計画区域（特別区）
8月20日（木） 午後7時から	新島村住民センター 新島村本村一丁目1番1号	新島都市計画区域（新島村）
8月21日（金） 午後2時から 午後7時から	東京都庁第一本庁舎 大会議場 新宿区西新宿二丁目8番1号	都市計画の案の対象となる全ての都市計画区域
8月24日（月） 午後7時から	三宅村役場臨時庁舎 三宅村阿古497番地	三宅都市計画区域（三宅村）

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は完了した。

令和二年七月一日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に  
含まれる地域の名称

許可を受けた者の  
住所及び氏名

あきる野市二宮字北分二千三百二十八番二、二千三百三十番二、同番三、二千三百三十一番二、同番六、同番七、同番九及び同番十二

あきる野市草花字草花前千三百八十六番一、同番七及び同番八

青梅市藤橋一丁目四百七十七番地十九  
有限会社大野ハウジング  
取締役 澤田 亮

練馬区石神井町二丁目二十六番十一号  
一建設株式会社  
代表取締役 堀口 忠美

西東京市東伏見三丁目六番十九号  
タクトホーム株式会社  
代表取締役 小寺 一裕

指定代理納付者の社名変更について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二第六項の指定代理納付者に指定した者の社名変更について、次のとおり公告する。

令和二年七月一日

東京都水道局長 中 嶋 正 宏

一 変更前の社名

株式会社セライナ

二 変更後の社名

SMBCファイナンスサービス株式会社

令和2年度危険物取扱者保安講習（追加）及び消防設備士講習（追加）の実施について

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23に規定する危険物取扱者保安講習及び同法第17条の10に規定する消防設備士講習をそれぞれ次のとおり行う。

令和2年7月1日

東京都知事 小 池 百合子

1 危険物取扱者保安講習の実施場所、区分及び実施日  
(1) 東京消防庁消防技術試験講習場  
千代田区外神田四丁目14番4号

区 分	実 施 日
第1 給油取扱所	令和3年3月14日

(2) 東京消防庁消防技術安全所  
渋谷区幡ヶ谷一丁目13番20号

区 分	実 施 日
第1 給油取扱所	令和2年9月5日
第2 製一般取扱所	
第3 屋外タンク貯蔵所 屋内タンク貯蔵所 移送取扱所	
第4 地下タンク貯蔵所 移動タンク貯蔵所	

第5 簡易タンク貯蔵所  
屋外貯蔵所  
販売取扱所

2 消防設備士講習の実施場所、区分及び実施日

東京消防庁消防技術試験講習場  
千代田区外神田四丁目14番4号

区 分	実 施 日	
特殊消防用設備等	令和2年7月30日	
消火設備	甲種第1類 甲種第2類 甲種第3類	令和3年2月14日
	乙種第1類 乙種第2類 乙種第3類	
	甲種第4類 乙種第4類 乙種第7類	
警報設備	甲種第4類 乙種第4類 乙種第7類	令和2年9月19日 同年 11月29日
避難設備・消火器	甲種第5類 乙種第5類 乙種第6類	令和2年10月4日

3 受講申請の受付場所、受付時間及び受付期間

(1) 受付場所

都内（稲城市及び島しょ地域を除く。）の各消防署、消防分署及び消防出張所

(2) 受付時間

午前9時から午後4時30分まで

(3) 受付期間

各講習日の7日前まで（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第10号）に定める休日（以下「休日」という。）を除く。各講習日の受付期間の最

終日が休日の場合は、直後の休日以外の日まで)  
なお、各講習の受講申請者が定員に達した場合は、  
締め切るものとする。

4 問合せ先

(1) 東京消防庁火災予防コールセンター (電話03-3253-0119)

(2) 都内 (稲城市及び葛飾市地域を除く。) の各消防署、  
消防分署及び消防出張所

(3) 東京消防庁予防部防火管理課試験講習係 (電話03-3255-2945)

5 その他

受講申請用の書類は、受付場所配布する。

令和2年度防火管理講習 (追加) 及び防災管  
理講習 (追加) の実施について

消防法施行令 (昭和36年政令第37号) 第3条第1項第1  
号イに規定する甲種防火管理講習及び同項第2号イに規定  
する乙種防火管理講習並びに第47条第1項第1号に規定す  
る防災管理講習を次のとおり行う。

令和2年7月1日

東京消防庁

消防総監 安藤 俊雄

1 講習の区分

甲種防火管理新規講習及び防災管理新規講習を併せて  
実施する講習 (以下「防火・防災管理新規講習」とい  
う。)、防災管理新規講習、乙種防火管理講習、甲種防  
火管理再講習及び防災管理再講習を併せて実施する講習  
(以下「防火・防災管理再講習」という。) 並びに甲種

防火管理再講習

2 各講習の実施場所及び実施日

(1) 東京消防庁消防技術試験講習場

千代田区外神田四丁目14番4号

ア 防火・防災管理新規講習

講習の実施日	実施日	実施日	実施日
令和2年7月	4日 5日	27日 28日	28日 29日
同年 8月	3日 4日	24日 25日	25日 26日
同年 9月	19日 20日	26日 27日	
同年 10月	9日 10日		
同年 11月	7日 8日		

なお、上記講習は、それぞれ2日間にわたって行  
う。

イ 防災管理新規講習

講習の実施日	実施日
令和2年7月	10日
同年 8月	16日

ウ 乙種防火管理講習

講習の実施日	実施日
令和2年8月	5日 16日
同年 10月	26日
同年 12月	12日 22日

エ 防火・防災管理再講習

講習の実施日	実施日	実施日
令和2年9月	17日	
同年 12月	5日	13日 20日

オ 甲種防火管理再講習

講習の実施日	実施日	実施日
令和2年12月	7日	14日 21日

(2) 東京消防庁立川都民防災教育センター

立川市泉町1156番地の1

ア 防火・防災管理新規講習

講習の実施日	実施日
令和2年8月	24日 25日
同年 9月	4日 5日

なお、上記講習は、それぞれ2日間にわたって行  
う。

イ 防災管理新規講習

講習の実施日	実施日
令和2年9月	23日

ウ 乙種防火管理講習

講習の実施日	実施日
令和2年8月	7日
同年 9月	11日

エ 防火・防災管理再講習

講習の実施日		
令和2年12月	7日	14日

オ 甲種防火管理再講習

講習の実施日		
令和2年12月	16日	23日

3 受講申請の受付場所、受付時間及び受付期間

(1) 受付場所

都内（稲城市及び島しょ地域を除く。）の各消防署、消防分署及び消防出張所

(2) 受付時間

午前9時から午後4時30分まで

(3) 受付期間

各講習開始日の前日午後3時まで（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第10号）に定める休日（以下「休日」という。）を除く。各講習日の受付期間の最終日が休日の場合は、直前の休日以外の日の午後3時まで）

なお、各講習の受講申請者が定員に達した場合は、締め切るものとする。

4 問合せ先

- (1) 東京消防庁火災予防コールセンター（電話03-3253-0119）
- (2) 都内（稲城市及び島しょ地域を除く。）の各消防署、消防分署及び消防出張所
- (3) 東京消防庁予防部防火管理課試験講習係（電話03-3255-2945）

5 その他

受講申請用の書類は、受付場所で配布する。

令和2年度自衛消防技術試験（追加）の実施について

火災予防条例（昭和37年東京都条例第65号）第62条の4の規定により、自衛消防技術試験を次のとおり行う。

令和2年7月1日

東京消防庁

消防総監 安 藤 俊 雄

1 試験の実施場所及び実施日

東京消防庁消防技術試験講習場

千代田区外神田四丁目14番4号

試験の実施日		
令和2年7月	31日	
同年	8月	7日
		28日

2 受験申請の受付場所、受付時間及び受付期間

(1) 受付場所

都内（稲城市及び島しょ地域を除く。）の各消防署、消防分署及び消防出張所

(2) 受付時間

午前9時から午後4時30分まで

(3) 受付期間

各試験日の5日前まで（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第10号）に定める休日（以下「休日」という。）を除く。各試験日の受付期間の最終日が休日の場合は、直後の休日以外の日まで）

なお、各試験の受験申請者が定員に達した場合は、締め切るものとする。

3 問合せ先

- (1) 東京消防庁火災予防コールセンター（電話03-3253-0119）
- (2) 都内（稲城市及び島しょ地域を除く。）の各消防署、消防分署及び消防出張所
- (3) 東京消防庁予防部防火管理課試験講習係（電話03-3255-2945）
- 4 その他  
受験申請用の書類は、受付場所で配布する。

発行

東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号  
電話 〇三(五三三二)一〇一〇一(代)

郵便番号  
163-8001

本号  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む。)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三三二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001

